

3 印紙税

印紙税…不動産取引の契約書を作るとき等に払う国税です

(1) 課税物件表

課税物件	課税標準及び税額			非課税物件
(a)不動産等の譲渡に関する契約書 (b)地上権、土地の賃借権の設定または譲渡に関する契約書	(ア) 契約金額の記載のある契約書1通につき			1万円未満の契約金額の記載のある契約書
	超	以下		
		10万円	200円	
	10万円	50万円	400円	
	50万円	100万円	1,000円	
	100万円	500万円	2,000円	
	500万円	1,000万円	10,000円	
	1,000万円	5,000万円	20,000円	
	5,000万円	1億円	60,000円	
	1億円	5億円	100,000円	
	5億円	10億円	200,000円	
10億円	50億円	400,000円		
50億円		600,000円		
	(イ) 契約金額の記載のない契約書1通につき200円			
売上代金に係る金銭等の受取書 (例) 不動産賃料の受取書	(ア) 売上代金に係る金銭で受取金額の記載のあるもの			3万円未満の契約金額の記載のある契約書
	超	以下		
		100万円	200円	
	100万円	200万円	400円	
	200万円	300万円	600円	
	300万円	500万円	1,000円	
	500万円	1,000万円	2,000円	
	1,000万円	2,000万円	4,000円	
	2,000万円	3,000万円	6,000円	
	3,000万円	5,000万円	10,000円	
	5,000万円	1億円	20,000円	
1億円	2億円	40,000円		
2億円	3億円	60,000円		
3億円	5億円	100,000円		
5億円	10億円	150,000円		
10億円		200,000円		
	(イ) (ア)に掲げる受取書以外の受取書1通につき200円			

3.印紙税

(2) 印紙税の特例

平成23年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書および建築工事の請負に関する契約書のうち、記載金額が1,000万円を超えるものについては、下表の印紙税額になります。

記載金額	税額
1,000万円超 ～ 5,000万円以下	1.5万円
5,000万円超 ～ 1億円以下	4.5万円
1億円超 ～ 5億円以下	8万円
5億円超 ～ 10億円以下	18万円
10億円超 ～ 50億円以下	36万円
50億円超	54万円

(3) 文書の種類と印紙税の取扱い

文書の種類(例)	印紙税の取扱い
(a) 不動産の売却、買入、賃貸、貸借、斡旋などの申込書 (b) 仲介手数料契約書 (c) 不動産の媒介契約書 (※業者同士の媒介契約書では課税されることも) (d) 重要事項説明書 (e) 媒介業務報告書	課税文書には該当せず
(f) 不動産購入申込書	i 販売会社保存用で、別途売買契約書を作成する旨記載されている場合は、課税文書に該当せず ii 申込者保存用は不動産の譲渡に関する契約書に該当
(g) 不動産売買契約書 (h) 土地賃貸借契約書 (i) 不動産交換契約書	記載金額に応じ(1)〔及び譲渡契約書については(2)〕の表により算定
(j) 車庫賃貸借契約書	課税文書には該当せず
(k) 借地権譲渡契約書	記載金額に応じ(1)の表により算定
(l) 登記承諾書	課税文書には該当せず